

令和8年度 大阪市大正区役所庁舎内広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1. 施設の概要

- (1) 名称
大阪市大正区役所
- (2) 住所
大阪市大正区千島2丁目7番95号
- (3) 利用時間
月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時30分
ただし、一部の窓口については、
金曜日 午前9時00分～午後7時00分
第4日曜日 午前9時00分～午後5時30分
上記を除く土曜日、祝日、休日、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。
- (4) 来庁者数
約500人/日

2. 募集内容

- (1) 募集する広告の種類
エレベーター内壁面広告（縦594mm×横420mm）
庁舎内壁面広告（縦840mm×横594mm）
※広告掲載箇所付近に、次の文章を表記します。「(広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。)」
- (2) 募集枠数
6枠（エレベーター内壁面広告：4枠、庁舎内壁面広告：2枠）
- (3) 掲出場所
大正区役所エレベーター内壁面及び庁舎内壁面
※広告は、大阪市が別途壁面に設置するポスターボードにより、ポスターを保護した状態で掲出します。
- (4) 掲出期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日までとしますが、広告掲出者の希望により掲出期間を1ヶ月単位で指定することもできます。
掲出期間の詳細については、「5. (2) 申込締切期限等」をご参照ください。（閉庁時も掲出期間に含まれます。）

3. 掲載できない広告

大阪市大正区役所行政財産広告掲出要領第2条及び第3条の各号に該当するもの

4. 応募資格

大阪市大正区役所行政財産広告掲出要領第7条の各号に該当するもの

5. 申込みについて

(1) 申込み方法

「大阪市大正区役所広告掲出申込書」をダウンロードして、必要事項をご記入のうえ、申込締切期限までに、広告原稿とともにご持参ください。

※追加で資料提出等を求めることがあります、その際はご了承ください。

※申込みにあたっては、「大阪市大正区役所行政財産広告掲出要領」を必ず参照してください。

(提出先) 〒551-8501

大阪市大正区千島 2-7-95 大阪市大正区役所総務課 (庶務)

(2) 申込締切期限等

〈月別〉

掲出月	申込締切期限	許可申請書提出期限	掲出期間
4月分	令和8年3月6日(金)	令和8年3月13日(金)	令和8年4月1日(水)～ 令和8年4月30日(木)
5月分	令和8年4月10日(金)	令和8年4月17日(金)	令和8年5月1日(金)～ 令和8年5月31日(日)
6月分	令和8年5月8日(金)	令和8年5月15日(金)	令和8年6月1日(月)～ 令和8年6月30日(火)
7月分	令和8年6月12日(金)	令和8年6月19日(金)	令和8年7月1日(水)～ 令和8年7月31日(金)
8月分	令和8年7月10日(金)	令和8年7月17日(金)	令和8年8月1日(土)～ 令和8年8月31日(月)
9月分	令和8年8月14日(金)	令和8年8月21日(金)	令和8年9月1日(火)～ 令和8年9月30日(水)
10月分	令和8年9月11日(金)	令和8年9月18日(金)	令和8年10月1日(木)～ 令和8年10月31日(土)
11月分	令和8年10月9日(金)	令和8年10月16日(金)	令和8年11月1日(日)～ 令和8年11月30日(月)
12月分	令和8年11月13日(金)	令和8年11月20日(金)	令和8年12月1日(火)～ 令和8年12月31日(木)
1月分	令和8年12月11日(金)	令和8年12月18日(金)	令和9年1月1日(金)～ 令和9年1月31日(日)
2月分	令和9年1月8日(金)	令和9年1月15日(金)	令和9年2月1日(月)～ 令和9年2月28日(日)
3月分	令和9年2月12日(金)	令和9年2月19日(金)	令和9年3月1日(月)～ 令和9年3月31日(水)

先着順で申込みを受け付け、「大阪市大正区役所行政財産広告掲出要領」に基づき、申込み内容を審査のうえ、広告掲載の可否を決定します。

(3) 決定通知

申込みをされた方には、大阪市から掲出または非掲出の決定通知が届きます。

(4) 広告掲出者の手続き

- ① 広告掲出決定通知書を受け取られましたら、指定の期日（5.（2）申込締切期限等を参照）までに、「大阪市大正区役所広告掲出許可申請書」により広告掲出許可の申請をしていただきます。なお、掲出許可は「大阪市大正区役所広告掲出申込書」に記載された名義で行います。
- ② 「大阪市大正区役所広告掲出許可書」を受け取られた後、納入通知書にて広告料金を納めていただきます。
- ③ 掲出する広告を指定の期日までに、大阪市大正区役所総務課（庶務）に提出していただきます。